

# 川崎市立南大師中学校 いじめ防止基本方針

## 1 令和8年度 南大師中学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

### 学校教育目標

- 何事も科学的に処理できる人をめざそう
- 社会生活のすべてを民主的に行える人をめざそう
- 豊かで教養を持った人をめざそう
- 健康で働く意欲のある人をめざそう
- 世界の人々から尊敬される人をめざそう

### めざす生徒像

- 基本的生活習慣や礼儀を身につけ、思いやりをもち互いに認め合える生徒
- 主体的に取り組むことができる生徒

一人ひとり居場所のある南大師中学校  
～楽しい授業・わかる授業を目指して～

### 本年度の重点目標

- ① 生徒の安全を第一に考えながら、生徒が充実感・達成感を味わえる、自己肯定感を高められる教育活動を創意工夫して実践する。
- ② 「主体的・対話的深い学び」の実現のため、GIGA端末等を積極的に活用するとともに、魅力的な授業展開を工夫して、生徒の学習意欲を高める。また、基礎基本の定着を図るために、わかりやすい授業を実践する。
- ③ 平和学習を継続し、思いやりをもった、平和の尊さを深く理解できる生徒の育成を図る

### 学校経営の4つの評価領域

「確かな学力」の確実な育成	自他ともに大切にできる、「豊かな心」をもつ生徒の育成	「健やかな心身」を育むための健康・安全教育・体力づくりの推進	「開かれた学校」の推進
---------------	----------------------------	--------------------------------	-------------

### 中間経営目標

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実	キャリア在り方生き方教育、道徳教育、人権教育、平和学習の推進	健康な心と体をしっかり維持・管理できる力の育成	学校・家庭・地域の連携強化 学校評価の充実
---------------------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------------

### 短期経営目標

○主体的対話的で深い学びの推進 ○支援教育の充実	○自己肯定感を高める取組の充実 ○こころの教育に関わる取組の計画的な実践	○健康・安全教育・体力づくりの実践 ○危機管理体制の確立 ○よりよい教育環境の整備	○家庭・地域と一体化した教育活動の推進 ○学校評価の公表に伴う確実な改善
-----------------------------	---	---	---

### 具体的方策

○ねらいを明確にした「できた・わかった」が実感できる誰もが楽しい、わかる授業の実践 ○新学習指導要領に対応した学習評価の取組 ○学校全体で特別な支援を必要とする生徒への丁寧な指導の実践 ○家庭学習の推進・定着 ○ICTの効果的な活用	○平和教育を軸としたこころの教育の充実 ○共生*共育プログラムを通して自尊感情を高め、他者理解を深める ○道徳教育の充実 ○いじめ・不登校・長期欠席者への組織的な対応と家庭・外部機関との連携強化 ○教育相談の推進 ○キャリア在り方生き方教育	○健康・安全教育の計画的な実施 ○避難訓練・防災訓練等の実施と危機管理意識の確立 ○アレルギーへの正しい理解と適切な対応 ○安心・安全な教育環境の整備	○保護者・地域関係者が参加しやすい行事・授業参観の実施 ○学校だより等を定期的に発行、学校HPの計画的更新 ○学校運営協議会の有効活用
--	---	--	---

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施等の体制を確立します。

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当教諭や支援教育C o 等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

#### ② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織 および 役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

通常は「主任会」(週一回開催)をもってこれに代え、この会議の中で、いじめ防止に関する協議や情報交換を行います。なお、会議での情報交換の際、必要に応じてスクールカウンセラー・学級担任・部活動顧問等が参加します。

校長 教頭 教務主任 生徒指導担当 学年主任 特別支援学級主任 支援教育コーディネーター  
教育相談担当(生担任が兼任) 養護教諭 スクールカウンセラー(SC)  
※必要に応じて、当該生徒の学級担任 当該生徒の部活動顧問

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証 … 校長
- ・いじめ防止等対策年間計画の作成 ……………… 生徒支援部
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営 ……………… 教務部・生徒支援部
- ・いじめ問題に関する資料の管理 ……………… 生徒支援部

- ・ 道徳教育との連携 ..... 道徳教育推進委員会
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し ..... 校長・生徒支援部
- 【教育相談】
- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成 ..... 生徒支援部
- ・ 相談窓口、カウンセリングルームの管理、運営 ..... SC・支援教育CO
- ・ スクールカウンセラーとの連携 ..... 生担・支援教育CO
- 【生徒・保護者・地域との連携】
- ・ 生徒会本部・生活委員会との連携 ..... 特活指導部
- ・ PTA実行委員会等との連携 ..... 教務部・生徒支援部
- ・ 地域教育会議等との連携 ..... 校長・教頭・担当
- 【関係機関との連携】
- ・ 警察、少年相談保護センター等との連携 ..... 校長・教頭・生担
- ・ 南部児童相談所との連携 ..... 校長・教頭・生担

## 7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針・重点目標の確認 ・ 構成員の確認・役割分担</li> <li>・ 年間指導計画確認 ・ 年3回の学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・ かわさき共生*共育プログラムの取組について検討</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ 学校生活アンケート集約について確認</li> <li>・ 体育祭を通しての望ましい集団作り、応援団「紫団」を中心とした全校応援の取組</li> <li>・ 第1回学校生活アンケート実施</li> <li>・ 教育相談月間の実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ 学校生活アンケート結果を受けての対応について確認</li> </ul> <p>【生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な取組・学校生活アンケートの実施と外部機関と関わる生徒等の状況再確認)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ 夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ いじめの防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ 前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認</li> <li>・ 第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・ 第2回学校生活アンケート実施</li> <li>・ 教育相談月間の実施</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・ 前期末の三者面談での聞き取り ・ 地域教育会議共催の講演会</li> <li>・ 生徒全員によるいじめ防止標語の作成と文化祭での展示 (文化祭後廊下～常時展示)</li> </ul>

	・全校をあげての市駅伝大会への取組、応援団を中心とした全校応援の取組
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムの実施状況確認
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・長期休業前の教育相談での聞き取り
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・第3回学校生活アンケート実施 ・教育相談月間の実施
2	【学校体制ふり返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

## 8 本校のいじめ防止に関連した取組

平和を尊び、思いやりのある豊かな心を育てる教育を推進するとともに、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を心がけた教育相談を充実させ、いじめゼロを目指す。

### 生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・学年集会・生徒集会での呼びかけや、行事等での人間関係づくりの推進
- ・生活委員会を中心とした「いじめ防止」の呼びかけ、朝のあいさつ運動

#### [交流活動の活性化]

- ・縦割りブロックでの交流活動の推進
- ・委員会活動や部活動の充実
- ・合唱コンクールや体育祭等の学校行事を通しての交流活動の推進
- ・小中連携活動の推進
- ・盆踊り等の地域行事での交流活動の推進

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成  
→いじめ防止標語の作品は全員分を文化祭で展示するとともに、その後廊下へも常時展示して啓蒙活動の一助としている。
- ・年間テーマの設定、掲示

### 保護者の取組 (PTA 活動)

- ・PTA広報紙 (みなみかぜ) での呼びかけ
- ・盆踊り等パトロールへの協力

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校運営協議会、学校関係者評価委員会、地域教育会議での学校の現状や取組の報告および意見交換